

第108期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

目次

事業報告

- (P.1) 財産及び損益の状況
- (P.2) 主要な営業所ならびに使用人の状況
- (P.4) 株式に関する事項
- (P.5) 新株予約権等に関する事項
- (P.7) 会計監査人に関する事項

計算書類

- (P.8) 株主資本等変動計算書
- (P.9) 個別注記

連結計算書類

- (P.18) 連結株主資本等変動計算書
- (P.19) 連結注記

株式会社北國銀行

上記事項の内容は、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（<http://www.hokkokubank.co.jp/ir/stock/soukai.html>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しているものであり、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

## 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	30,165	30,541	30,848	30,914
定期性預金	14,437	13,917	13,407	13,023
その他	15,727	16,624	17,441	17,891
貸 出 金	23,319	23,586	23,631	23,355
個人向け	5,334	5,669	6,155	6,564
中小企業向け	8,404	8,439	8,676	8,955
その他	9,580	9,476	8,799	7,835
商品有価証券	1	4	8	1
有 価 証 券	8,853	8,909	11,882	10,166
国 債	3,565	3,190	3,932	3,846
その他	5,287	5,718	7,949	6,319
総 資 産	34,705	34,919	41,605	38,857
内国為替取扱高	249,984	262,190	270,625	264,847
外国為替取扱高	百万ドル 1,627	百万ドル 1,712	百万ドル 1,941	百万ドル 1,680
経 常 利 益	百万円 11,951	百万円 14,787	百万円 17,155	百万円 16,638
当 期 純 利 益	百万円 6,361	百万円 7,254	百万円 7,459	百万円 9,629
1株当たり当期純利益	円 銭 19.72	円 銭 23.07	円 銭 23.85	円 銭 31.65

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

(ご参考)

## 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	693	665	741	746
経 常 利 益	141	167	189	176
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	69	78	79	95
包 括 利 益	138	113	308	△87
純 資 産 額	2,184	2,234	2,477	2,350
総 資 産	34,874	35,137	41,797	39,040

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 主要な営業所ならびに使用人の状況

### (1) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
石川県 本店ほか	88店 (うち出張所 1)	88店 (うち出張所 1)
富山県 富山支店ほか	10店 (－)	10店 (－)
福井県 福井支店ほか	2店 (－)	2店 (－)
東京都 東京支店	1店	1店
大阪府 大阪支店	1店	1店
愛知県 名古屋支店	1店	1店
海外 シンガポール支店	1店	－
合 計	104店 (1)	103店 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1カ所(前年度末2カ所)、店舗外現金自動設備を119カ所(前年度末123カ所)設置しております。また当行が幹事金融機関となっている株式会社イーネットとの提携にもとづく共同ATMは127カ所(前年度末125カ所)、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携にもとづく共同ATMを268カ所(前年度末266カ所)設置しております。

#### ロ 当年度の新設・廃止営業所

1. 当年度において、次の店舗を新設いたしました。  
シンガポール支店
2. 廃止営業所  
該当ございません。

#### ハ 当年度の新設・廃止店舗外現金自動設備

1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。  
 ラスパ白山出張所 (白山市倉光)  
 イオンモールとなみ出張所 (富山県砺波市中神)  
 三井アウトレットパーク北陸小矢部出張所 (富山県小矢部市西中野)  
 片町きらら出張所 (金沢市片町)  
 また当行が幹事金融機関となっている株式会社イーネットとの提携にもとづく共同ATMを8カ所、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携にもとづく共同ATMを17カ所、それぞれ新設いたしました。

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

小松駅出張所

珠洲市総合病院出張所

ショッピングプラザ・アイ出張所

藤江出張所

県庁前ローンセンター出張所

大同工業出張所

安宅出張所

石川サンケン本社出張所

また当行が幹事金融機関となっている株式会社イーネットとの提携にもとづく共同ATMを6カ所、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携にもとづく共同ATMを15カ所廃止いたしました。

## (2) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,781人	1,787人
平 均 年 齢	40年 9 月	40年 6 月
平 均 勤 続 年 数	17年 1 月	16年 9 月
平 均 給 与 月 額	357千円	367千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託474人を除いております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## 株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	582,500千株
	発行済株式の総数	299,901千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 発行済株式の総数には、自己株式533千株が含まれております。

(2) 当年度末株主数	11,199名
-------------	---------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
明治安田生命保険相互会社	15,644	5.22
日本生命保険相互会社	13,111	4.37
株式会社小松製作所	8,592	2.87
住友生命保険相互会社	7,704	2.57
北陸電力株式会社	6,691	2.23
北國銀行従業員持株会	6,186	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,093	2.03
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,781	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,112	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,199	1.40

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(299,368千株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当行は、平成28年3月31日現在、自己株式を533千株保有しておりますが、上記から除外しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得(信託方式による市場買付)  
平成28年2月26日の当行取締役会決議により取得した自己株式  
取得した株式の種類及び数 普通株式 5,000千株  
取得価額の総額 1,510,224千円  
取得した日 平成28年2月29日～平成28年3月18日
- ② 自己株式の消却  
平成28年3月25日の当行取締役会決議により消却した自己株式  
消却した株式の種類及び数 普通株式 14,700千株  
消却した日 平成28年3月31日

## 新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員 であるものを 除く)	① 名称 株式会社北國銀行第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成21年8月24日 ③ 新株予約権の数 627個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式62,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成21年8月25日～平成46年8月24日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	5名
	① 名称 株式会社北國銀行第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成22年7月26日 ③ 新株予約権の数 763個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式76,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月27日～平成47年7月26日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	6名
	① 名称 株式会社北國銀行第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成23年8月1日 ③ 新株予約権の数 1,110個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式111,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年8月2日～平成48年8月1日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	9名
	① 名称 株式会社北國銀行第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成24年7月23日 ③ 新株予約権の数 1,158個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式115,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年7月24日～平成49年7月23日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	9名
	① 名称 株式会社北國銀行第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月29日 ③ 新株予約権の数 1,249個(新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式124,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日～平成50年7月29日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員 であるものを 除く)	① 名称 株式会社北國銀行第6回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成26年7月22日 ③ 新株予約権の数 1,269個 (新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式126,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年7月23日～平成51年7月22日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	9名
	① 名称 株式会社北國銀行第7回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年8月3日 ③ 新株予約権の数 1,103個 (新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式110,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年8月4日～平成52年8月3日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	9名
監査等委員で ある取締役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人 (執行役員)	① 名称 株式会社北國銀行第7回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年8月3日 ③ 新株予約権の数 523個 (新株予約権1個につき100株) ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式52,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年8月4日～平成52年8月3日 ⑥ 権利行使価額 1株あたり1円 ⑦ 権利行使についての条件 (注)	7名
子会社及び子 法人等の会社 役員及び使用 人	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り一括して行使できるものとする。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田光 完治 指定有限責任社員 石川 琢也	53	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査等委員会設置会社移行前の監査役会において、当事業年度の監査計画に基づく報酬見積り額について、会計監査人から監査日数や人員配置などその算出根拠について必要な説明を受け、会計監査人の過年度の職務遂行状況の評価、報酬額の推移、他行報酬実績等も参考に検討した結果、これらについて妥当であると判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。 (非監査業務の内容) システムリスク管理態勢の調査

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはそれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。
4. 上記の同意は、監査等委員会設置会社へ移行する前の監査役会にて同意を得たものであります。
5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項は以下のとおりであります。  
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要
- ① 処分対象  
新日本有限責任監査法人
  - ② 処分内容
    - ・平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
    - ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
  - ③ 処分理由
    - ・新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
    - ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、会計監査人が当行の監査を適正に遂行するに不十分で改善の見込みがないと認められた場合には、監査等委員会の決議をもって、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

株主資本等変動計算書  
(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
						圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金			
当 期 首 残 高	26,673	11,289	-	11,289	20,751	372	100,900	22,264	144,288	△3,931	178,320
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△2,434	△2,434		△2,434
当 期 純 利 益								9,629	9,629		9,629
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替			5,213	5,213				△5,213	△5,213		-
自己株式の取得										△1,516	△1,516
自己株式の処分			△11	△11						56	45
自己株式の消却			△5,202	△5,202						5,202	-
圧縮積立金の積立						8		△8	-		-
圧縮積立金の取崩						△7		7	-		-
土地再評価差額金の取崩								△269	△269		△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1	-	1,711	1,712	3,742	5,455
当 期 末 残 高	26,673	11,289	-	11,289	20,751	373	100,900	23,975	146,001	△188	183,775

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等計		
当 期 首 残 高	55,135	△388	2,879	57,625	232	236,178
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,434
当 期 純 利 益						9,629
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替						-
自己株式の取得						△1,516
自己株式の処分						45
自己株式の消却						-
圧縮積立金の積立						-
圧縮積立金の取崩						-
土地再評価差額金の取崩						△269
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△16,138	207	381	△15,549	29	△15,519
当期変動額合計	△16,138	207	381	△15,549	29	△10,064
当 期 末 残 高	38,996	△181	3,260	42,075	262	226,113

## 個別注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
そ の 他	3年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者及び破綻懸念先のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は6,604百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、北國ポイントサービスやクレジットカード利用推進を目的とするポイント制度に基づき、北國ポイントサービス契約者やクレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 2,158百万円
2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中に含まれておりますがその金額は次のとおりであります。

国債	60,852百万円
株式	10,835百万円
その他の証券	3,806百万円
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,976百万円、延滞債権額は65,493百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は192百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,014百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,676百万円あります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,723百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	391,066百万円
その他資産	743百万円

担保資産に対応する債務

預金	49,333百万円
債券貸借取引受入担保金	337,572百万円

上記のほか、為替決済取引等の担保として、有価証券26,802百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金11百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、420,288百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが414,120百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び同法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,244百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 30,298百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,074百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,770万円であります。

14. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 243百万円

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 19,031百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 12,538百万円

(損益計算書関係)

1. 減損損失は営業用店舗については、エリア運営体制におけるエリア（ただし、エリア運営体制でないところは営業店）をグルーピングの単位とし、遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、寮、福利厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

上記固定資産のうち、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、以下の営業用店舗等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途		種類	減損損失額
石川県内	営業用店舗	7カ所	土地	242
		3カ所	建物	36
	遊休資産	5カ所	土地	36
		5カ所	建物	82
石川県外	遊休資産	1カ所	建物	2
合計				401

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

正味売却価額による場合は主として不動産鑑定評価基準に基づき算定しております。

また、使用価値による場合、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

2. 関係会社との取引による収益
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 136百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 37百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 3百万円   |
- 関係会社との取引による費用
- |               |        |
|---------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 2百万円   |
| 役務取引等に係る費用総額  | 108百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 142百万円 |

3. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び子法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子法人	北国保証サービス株式会社	金沢市	90	信用保証 業務	所有 直接 18.33% 間接 51.66%	貸出金の 被保証	当行の住宅ローン債権に対する被保証	406,652	—	—
							保証料の支払	86	—	—
							代位弁済の受入	538	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

北国保証サービス株式会社の審査基準及び保証料率に基づいております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員及び その近親 者	中島 秀雄	—	—	当行 取締役 株式会社 中島商店 代表取締役	被所有 直接 0.32%	資金貸借	資金の貸付	△11	貸出金	198
						債務保証	当行貸出の保証 (注1)	474	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	株式会社 中島商店 (注2)	金沢市	30	紙・紙加工品 卸売業	被所有 直接 0.38%	資金貸借	資金の貸付	13	貸出金	471

注1. 当行は、取締役中島秀雄より、株式会社中島商店に対する資金の貸付に対して債務保証を受けております。

2. 取締役中島秀雄及びその近親者が議決権の100.00%を保有しております。

3. 資金の貸付における取引金額については、当期末と前期末の純増減額を記載しております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引と同様の条件で行っております。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,366	5,015	14,849	533	(注)
合計	10,366	5,015	14,849	533	

(注) 自己株式の増加5,015千株は、市場買付5,000千株及び単元未満株式の買取請求15千株によるものであります。自己株式の減少14,849千株は、自己株式の消却14,700千株、新株予約権の権利行使147千株及び単元未満株式の買増請求2千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」、「商品地方債」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年3月31日現在）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び出資金	2,158
関連法人等株式	—
合計	2,158

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 （百万円）	取 得 原 価 （百万円）	差 額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	97,339	51,350	45,988
	債券	643,739	630,558	13,181
	国債	345,648	338,792	6,855
	地方債	128,136	124,882	3,253
	短期社債	—	—	—
	社債	169,955	166,883	3,072
	その他	159,015	155,835	3,180
	小計	900,094	837,744	62,350
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	21,714	25,531	△3,816
	債券	58,101	58,794	△693
	国債	39,021	39,690	△668
	地方債	4,765	4,770	△4
	短期社債	—	—	—
	社債	14,314	14,334	△20
	その他	31,842	35,042	△3,199
	小計	111,659	119,368	△7,709
合 計		1,011,754	957,113	54,640

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,720
その他	—
合計	2,720

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,175	1,714	36
債券	299,877	1,977	168
国債	180,442	366	157
地方債	100,137	1,084	6
短期社債	—	—	—
社債	19,297	526	4
その他	816,545	7,347	4,694
合計	1,119,598	11,039	4,900

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は574百万円 (うち、株式574百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末時点の時価が取得原価に対して、50%以上下落したものについては全て減損処理し、30%以上50%未満下落したものについては、時価推移及び当該発行体の業績推移等を考慮したうえで、概ね1年以内に時価の回復が認められないと判断したものについて減損処理を行うこととしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成28年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	15,024	24

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成28年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成28年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,840百万円
退職給付引当金	2,728百万円
不動産減価償却額	719百万円
有価証券償却額	1,668百万円
その他	3,256百万円
繰延税金資産小計	21,213百万円
評価性引当額	△9,045百万円
繰延税金資産合計	12,167百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15,643百万円
その他	193百万円
繰延税金負債合計	15,837百万円
繰延税金負債の純額	3,669百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この税率変更により、繰延税金負債は252百万円減少し、その他有価証券評価差額金は826百万円増加し、法人税等調整額は570百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は111百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	754円42銭
1株当たりの当期純利益金額	31円65銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	31円56銭

連結株主資本等変動計算書  
(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	26,673	11,289	148,850	△3,931	182,882
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,434		△2,434
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			9,569		9,569
自 己 株 式 の 取 得				△1,516	△1,516
自 己 株 式 の 処 分		△11		56	45
自 己 株 式 の 消 却		△5,202		5,202	－
利 益 剰 余 金 から 資本剰余金への振替		5,213	△5,213		－
土地再評価差額金の取崩			△269		△269
子会社及び子法人等株式の 取得による持分の増減		76			76
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	76	1,651	3,742	5,470
当 期 末 残 高	26,673	11,366	150,502	△188	188,353

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計			
当 期 首 残 高	55,742	△388	2,879	△2,915	55,317	232	9,297	247,730
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,434
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益								9,569
自 己 株 式 の 取 得								△1,516
自 己 株 式 の 処 分								45
自 己 株 式 の 消 却								－
利 益 剰 余 金 から 資本剰余金への振替								－
土地再評価差額金の取崩								△269
子会社及び子法人等株式の 取得による持分の増減								76
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16,306	207	381	△2,708	△18,425	29	215	△18,180
当 期 変 動 額 合 計	△16,306	207	381	△2,708	△18,425	29	215	△12,709
当 期 末 残 高	39,436	△181	3,260	△5,623	36,891	262	9,512	235,020

## 連結注記

### 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社  
会社名  
北国総合リース株式会社 株式会社北国クレジットサービス  
北国保証サービス株式会社 北國マネジメント株式会社  
北國債権回収株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等 1社  
会社名

いしかわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社  
会社名

いしかわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 5社

#### (4) 開示対象特別目的会社に関する事項

- ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要  
該当ありません。
- ② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等  
該当ありません。

#### (5) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
そ の 他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者及び破綻懸念先のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は36,526百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、北國ポイントサービスやクレジットカード利用推進を目的とするポイント制度に基づき、北國ポイントサービス契約者やクレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は8百万円増加しております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理についても税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が76百万円増加しております。

## 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）  
670百万円
2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中に含まれておりますがその金額は次のとおりであります。

国債	60,852百万円
株式	10,835百万円
その他の証券	3,806百万円
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,002百万円、延滞債権額は67,122百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は192百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,014百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,332百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,723百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	391,066百万円
その他資産	743百万円
担保資産に対応する債務	
預金	49,333百万円
債券貸借取引受入担保金	337,572百万円

上記のほか、為替決済取引等の担保として、有価証券26,802百万円を差し入れております。  
また、その他資産には、保証金45百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、439,662百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが433,494百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び同法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,244百万円

- |  |           |
|--|-----------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額   | 31,736百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 3,074百万円  |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,770百万円であります。 |           |
| 14. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額                                       | 243百万円    |

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,546百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、株式等償却597百万円、債権売却損380百万円及び株式等売却損80百万円を含んでおります。
- 当行の減損損失は営業用店舗については、エリア運営体制におけるエリア（ただし、エリア運営体制でないところは営業店）をグループングの単位とし、遊休資産については、各資産単位でグループングしております。また、本部、事務センター、寮、福利厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。連結される子会社及び子法人等については、原則として各社を一つの単位としてグループングを行っております。

上記固定資産のうち、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により以下の営業用店舗等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途		種類	減損損失額
石川県内	営業用店舗	7カ所	土地	242
		3カ所	建物	36
	遊休資産	5カ所	土地	36
		5カ所	建物	82
石川県外	遊休資産	1カ所	建物	2
合計				401

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

正味売却価額による場合は主として不動産鑑定評価基準に基づき算定しております。

また、使用価値による場合、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	314,601	—	14,700	299,901	(注1)
合計	314,601	—	14,700	299,901	
自己株式					
普通株式	10,366	5,015	14,849	533	(注2)
合計	10,366	5,015	14,849	533	

(注) 1. 普通株式の減少14,700千株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加5,015千株は、市場買付5,000千株及び単元未満株式の買取請求15千株によるものであります。自己株式の減少14,849千株は、自己株式の消却14,700千株、新株予約権の権利行使147千株及び単元未満株式の買増請求2千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			262		
	合計		—			262		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,216百万円	4.0円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	1,217百万円	4.0円	平成27年9月30日	平成27年12月4日
合計		2,434百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,197百万円
- ② 1株当たり配当額 4.0円
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。銀行業務の主要業務として、資金の貸付けや手形の割引並びに国債、地方債等の有価証券の売買、引受等の資金運用を行っております。一方、資金調達については、預金、譲渡性預金の受入れを中心に、必要に応じて社債の発行やコールマネー等により行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、資産・負債を総合的管理(ALM)するとともに、銀行業務における各種リスクを認識し、そのリスクへの対応を図っております。また、これらの一環として、デリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しております。また、貸出金残高については、地域的に本店所在地である石川県のウエイトが大きく、地元経済環境の状況の変化が信用リスクに大きく影響いたします。また、有価証券は主に国債、地方債、社債、株式であり、保有目的区分としては主にその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスク、外貨建債券については為替変動リスクを内包しております。

一方、金融債務は主として預金、譲渡性預金であり、その他にコールマネー等があります。コールマネー等は、深刻な金融システム不安の発生や外部の格付機関による当行の格付引き下げ、及び当行の財務内容の大幅な悪化など一定の環境の下で当行の資金調達力が著しく低下するような場合には、不利な条件下で資金調達取引を行わざるを得ないおそれがあり、資金調達費用が大幅に増加する可能性があります。

デリバティブ取引には、当行グループが保有している資産・負債に係る市場リスク(金利リスク・為替リスク)に対してALMの一環で行っているヘッジ目的取引と、多様化する取引先のリスクヘッジニーズへの対応を目的とした取引があります。当行ではヘッジを目的として利用している金利スワップ取引、通貨スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象である資産・負債との対応状況が適切であるか、またヘッジ手段によりヘッジ対象の金利リスクや為替リスクが減殺されているか、その有効性を定期的に検証しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針、クレジットポリシー、貸出規程及び信用リスクに関する管理諸規程に基づき、貸出金について個別案件ごとの与信審査、内部格付、自己査定、大口与信管理、リスク量計測、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか融資部、連結子会社の審査管理担当部署により行われ、定期的に、また必要に応じて取締役会等に付議、報告されております。また、信用リスク管理の状況については監査部が適切に監査しております。

有価証券の発行体の信用リスク及び資金取引、デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、市場金融部及び国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行では主として預金として受入れた資金を貸出金や有価証券で運用しておりますが、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。このため、当行グループでは統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、経営管理部においてリスク限度額の設定及びモニタリングを行い、ALM委員会及び取締役会に付議、報告しております。この他に総合企画部、経営管理部において、金利感応度分析やギャップ分析、ラダー分析、アウトライヤー基準に基づく金利リスクのモニタリング等を行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループでは、資産・負債の一部を外国通貨建てで保有しております。これらの外国通貨建て資産・負債については通貨スワップ等により適切にヘッジを行い、為替リスクをコントロールしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式や投資信託などの価格変動リスクについては、適切な収益の確保を図りつつリスクを当行グループとして取り得る許容範囲に抑えるために、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき管理しています。この中で、リスク抑制を図る必要のある運用・取引については限度枠を設定しております。

また、市場金融部のミドル部門はリスク管理部門である経営管理部と連携し、リスク量のモニタリング、限度枠遵守の確認を行っております。また、経営管理部ではこれに加えリスクの特定と計測・分析、ストレステスト等を実施しております。これらの情報は定期的に又は必要に応じてALM委員会及び取締役会等に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取扱の権限・ヘッジ方針等を定めた社内規定や取引相手先別のクレジットラインを制定しております。取引の約定を行うフロントオフィスと取引の照合やクレジットライン等の管理を行うバックオフィス、ヘッジ有効性評価を行う部門を分離し、相互牽制が働く体制となっております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、金利リスク、株価リスク及び投資信託価格リスクの影響を受ける主たる金融商品は、銀行勘定における「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「デリバティブ取引」等であります。当行の金利・株価・投資信託関連の市場リスク量の計測はVaRにより行っております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間半年、信頼区間99.9%、観測期間720営業日）を採用しており、金利リスクと価格変動リスクとの相関を考慮しております。平成28年3月31日現在の当行グループの市場リスク量は83,941百万円であります。当行の預金のうち、流動性預金の金利リスクの計測については預金内部モデルを採用しております。

当行の有価証券についてモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングの実施により、使用する計測モデルは十分な精度によりリスクを捕捉しているものと考えております。ただしVaRは過去の市場変動をベースに正規分布に基づいた発生確率で計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、VaRは前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	467,351	467,351	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,014,283	1,014,283	—
(4) 貸出金	2,328,285		
貸倒引当金 (* 1)	△36,790		
	2,291,495	2,317,937	26,441
資産計	3,773,130	3,799,572	26,441
(1) 預金	3,086,299	3,086,311	11
(2) 譲渡性預金	89,817	89,817	0
(3) コールマネー及び受渡手形	67,916	67,916	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	337,572	337,572	—
負債計	3,581,605	3,581,617	12
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	243	243	—
ヘッジ会計が適用されているもの	4,725	4,725	—
デリバティブ取引計	4,969	4,969	—

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価額によっております。自行保証付私募債の時価については残存期間に対応した市場金利に信用リスクを加味して計算しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金 及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) コールマネー及び受渡手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 債券貸借取引受入担保金

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	3,195
② 組合出資金	670
合 計	3,865

(\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	429,399	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
うち社債	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	121,742	209,490	273,020	115,452	76,456	11,493
うち国債	71,000	86,500	166,000	10,000	37,000	—
地方債	15,166	33,403	27,450	49,292	4,305	—
社債	35,576	61,830	58,422	23,370	1,122	—
その他	—	27,756	21,146	32,789	34,029	11,493
貸出金(*)	606,022	466,960	373,581	190,155	217,787	448,208
合計	1,157,165	676,450	646,601	305,608	294,244	459,701

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先のうち延滞等の状況から償還予定額が見込めない11,538百万円、期間の定めのないもの14,030百万円は含めておりません。

## (注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,401,519	280,406	18,902	—	—	—
譲渡性預金	88,981	835	—	—	—	—
コールマネー	67,916	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	337,572	—	—	—	—	—
合計	2,895,988	281,241	18,902	—	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券(平成28年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

## 2. 満期保有目的の債券(平成28年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	99,053	52,232	46,820
	債券	643,739	630,558	13,181
	国債	345,648	338,792	6,855
	地方債	128,136	124,882	3,253
	短期社債	—	—	—
	社債	169,955	166,883	3,072
	その他	159,764	155,835	3,929
	小計	902,557	838,627	63,930
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	21,737	25,555	△3,818
	債券	58,101	58,794	△693
	国債	39,021	39,690	△668
	地方債	4,765	4,770	△4
	短期社債	—	—	—
	社債	14,314	14,334	△20
	その他	31,886	35,092	△3,205
	小計	111,725	119,442	△7,716
合 計	1,014,283	958,069	56,213	

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,224	1,743	36
債券	299,877	1,977	168
国債	180,442	366	157
地方債	100,137	1,084	6
短期社債	—	—	—
社債	19,297	526	4
その他	816,545	7,347	4,694
合計	1,119,647	11,068	4,900

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は574百万円（うち、株式574百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末時点の時価が取得原価に対して、50%以上下落したものについては全て減損処理し、30%以上50%未満下落したものについては、時価推移及び当該発行体の業績推移等を考慮したうえで、概ね1年以内に時価の回復が認められないと判断したものについて減損処理を行うこととしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	15,024	24

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この税率変更により、繰延税金負債は247百万円減少し、その他有価証券評価差額金は830百万円増加し、法人税等調整額は579百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は111百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	752円40銭
1株当たりの当期純利益金額	31円45銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	31円36銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
- |      |       |
|------|-------|
| 営業経費 | 74百万円 |
|------|-------|

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

### (1) ストック・オプションの内容

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名、 当行の執行役員6名	当行の取締役9名、 当行の執行役員6名	当行の取締役9名、 当行の執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 183,800株	普通株式 190,300株	普通株式 207,700株
付与日	平成21年8月24日	平成22年7月26日	平成23年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年8月25日から 平成46年8月24日まで	平成22年7月27日から 平成47年7月26日まで	平成23年8月2日から 平成48年8月1日まで

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名、 当行の執行役員7名	当行の取締役11名、 当行の執行役員6名	当行の取締役11名、 当行の執行役員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 200,800株	普通株式 210,500株	普通株式 206,600株
付与日	平成24年7月23日	平成25年7月29日	平成26年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年7月24日から 平成49年7月23日まで	平成25年7月30日から 平成50年7月29日まで	平成26年7月23日から 平成51年7月22日まで

	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役を除く)10名、 当行の執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 176,600株
付与日	平成27年8月3日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成27年8月4日から 平成52年8月3日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	81,800株	98,800株	133,600株
権利確定	—	—	—
権利行使	19,100株	22,500株	22,600株
失効	—	—	—
未行使残	62,700株	76,300株	111,000株

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	206,600株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	206,600株
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	140,500株	175,400株	—
権利確定	—	—	206,600株
権利行使	24,700株	24,700株	27,500株
失効	—	—	—
未行使残	115,800株	150,700株	179,100株

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	－
付与	176,600株
失効	8,100株
権利確定	114,300株
未確定残	54,200株
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	－
権利確定	114,300株
権利行使	5,900株
失効	－
未行使残	108,400株

（注）株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	414円	414円	414円
付与日における公正な評価単価	321円	311円	252円

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	414円	414円	414円
付与日における公正な評価単価	268円	306円	326円

	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格	1円
行使時平均株価	391円
付与日における公正な評価単価	449円

(注) 1株あたりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法      ブラック・ショールズモデル
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	29.332%
予想残存期間 (注2)	2.4年
予想配当 (注3)	7円/株
無リスク利率 (注4)	0.005%

- (注) 1 予想残存期間2.4年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。
- 2 過去に退任された取締役及び執行役員の退任時年齢の平均と現役取締役及び執行役員の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
- 3 平成27年3月期の配当実績 (記念配当を除く) によります。
- 4 予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。